

議案第9号参考資料2

保険料算定の基準となる標準給付費と地域支援事業費の算定

① 標準給付費見込み

第1号被保険者の保険料の算定の基準となる標準給付費は、2ページ目の「介護保険サービスの給付費の見込み」で示したそれぞれのサービスの給付費の総額である総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた合計額になります。

(単位：千円)

サービス名称	第9期計画			合計 (3年間)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
総給付費	1,637,305	1,691,731	1,754,133	5,083,169
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	59,982	61,922	64,193	186,097
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	38,899	40,163	41,636	120,698
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,399	4,535	4,702	13,636
算定対象審査支払手数料	1,393	1,436	1,488	4,317
標準給付費見込額	1,741,977	1,799,787	1,866,153	5,407,917

※端数処理関係で計算が一致しない場合があります。

② 地域支援事業費見込み

地域支援事業費は以下のように見込みます。

(単位：千円)

サービス名称	第9期計画			合計 (3年間)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
介護予防・日常生活支援総合事業費	60,756	62,225	63,696	186,677
包括的支援事業・任意事業費	53,879	55,363	56,875	166,117
地域支援事業費見込額	114,635	117,588	120,571	352,794

介護保険サービスの給付費の見込み

(単位：千円)

サービス名称	第9期計画			中長期	
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス <a>	677,464	719,001	761,404	837,966	907,681
訪問介護	70,936	79,046	83,532	84,451	96,416
訪問入浴介護	9,779	10,665	12,412	17,132	18,880
訪問看護	48,441	53,353	56,009	64,599	72,014
訪問リハビリテーション	3,232	3,908	3,894	5,440	5,295
居宅療養管理指導	18,480	19,711	20,457	22,376	23,981
通所介護	221,526	231,601	244,764	271,344	279,560
通所リハビリテーション	76,500	80,463	85,330	92,829	99,072
短期入所生活介護	116,361	121,222	133,026	144,706	161,297
短期入所療養介護（老健）	16,673	17,791	17,667	19,212	22,746
短期入所療養介護 （病院等・介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	44,128	46,554	48,837	54,673	59,305
特定福祉用具購入費	766	1,087	1,087	1,333	1,531
住宅改修	6,829	6,829	7,618	8,669	8,669
特定施設入所者生活介護	43,813	46,771	46,771	51,202	58,915
(2) 地域密着型サービス 	325,261	332,853	344,542	394,878	438,377
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	21,611	21,947	23,982	28,460	28,704
認知症対応型通所介護	2,312	2,683	2,683	2,683	2,683
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	191,703	198,449	208,103	227,260	243,726
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護 老人福祉施設入居者生活介護	109,635	109,774	109,774	136,475	163,264
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス <c>	521,740	522,400	522,400	653,837	758,057
介護老人福祉施設	252,833	253,153	253,153	311,779	376,958
介護老人保健施設	254,469	254,791	254,791	322,865	361,906
介護医療院	14,438	14,456	14,456	19,193	19,193
(4) 居宅介護支援 <d>	74,944	76,746	81,908	87,676	93,303
介護給付費計 <a+b+c+d>	1,599,409	1,651,000	1,710,254	1,974,357	2,197,418

(単位：千円)

サービス名称	第9期計画			中長期	
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス〈a〉	31,487	34,314	37,061	41,443	36,904
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,775	2,096	2,096	2,415	3,691
介護予防訪問リハビリテーション	32	32	32	32	32
介護予防居宅療養管理指導	350	531	531	531	531
介護予防通所リハビリテーション	21,980	24,166	24,964	27,310	22,571
介護予防短期入所生活介護	385	386	386	1,648	1,099
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等・介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,867	4,005	4,143	4,598	4,071
特定介護予防福祉用具購入費	261	261	261	261	261
介護予防住宅改修	2,837	2,837	4,648	4,648	4,648
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型 介護予防サービス〈b〉	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援〈c〉	6,409	6,417	6,818	7,564	7,453
予防給付費計<a+b+c>	37,896	40,731	43,879	49,007	44,357

(単位：千円)

区分	第9期計画			中長期	
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
総給付費	1,637,305	1,691,731	1,754,133	2,023,364	2,241,775
在宅サービス	770,414	814,337	867,085	954,590	1,017,813
居宅系サービス	235,516	245,220	254,874	278,462	302,641
施設サービス	631,375	632,174	632,174	790,312	921,321

第1号被保険者の保険料の設定

標準給付費に地域支援事業費を加えた給付費等総額のうち第1号被保険者が負担する分（23％）について、調整交付金や介護保険給付費準備基金の取り崩し及び保険料予定収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。

■基準保険料額（月額）の推計

給付費等総額	A	本計画期間（3年間）の給付費等総額 ($A = B + C$)	5,760,711 千円
標準給付費見込額（計）	B		5,407,917 千円
地域支援事業費見込額（計）	C		352,794 千円
第1号被保険者負担分相当額	D	本計画期間の第1号被保険者の負担相当額 ($D = A \times 23\%$)	1,324,963 千円
調整交付金		市町村での保険料基準の格差を是正するために用いられるもの	
調整交付金相当額	E	基本的な金額 ($E = (B + \text{介護予防・日常生活支援総合事業費}) \times 5\%$)	279,730 千円
調整交付金見込額	F	本町における交付見込額	135,269 千円
市町村特別給付金等	G		0 千円
保険者機能強化推進交付金等の見込額	H		15,960 千円
介護保険給付費準備基金	I	第1号被保険者保険料の余剰分を積み立て、次年度以降に備える介護保険給付費準備基金からの取り崩し	60,000 千円
保険料収納必要額	J	($J = D + E - F + G - H - I$)	1,393,464 千円
予定保険料収納率	K	令和3年度・令和4年度の実績と令和5年度の収納実績等を勘案して推計	98.00 %
予定保険料収納額	L	($L = J \div K$)	1,421,902 千円
第1号被保険者数	M	所得段階別加入割合補正後の3年間の第1号被保険者数	21,160 人
基準保険料額（月額）	N	1か月あたりの第1号被保険者基準保険料 ($N = L \div M \div 12 \text{月}$)	5,600 円
基準保険料額（年額）		5,600 円(月額) $\times$ 12 月	67,200 円

(参考) 第8期 基準保険料額（月額）	4,650 円
(参考) 増減額（第9期－第8期）	950 円

所得段階における基準保険料額に対する保険料率と保険料

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階を13の区分とし、基準保険料額（第5段階）を1.0として、区分ごとに基準保険料額に対し保険料率を乗じて保険料の額を設定します。

■所得段階別の基準額に対する保険料率と保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税者で老齢福祉年金受給者、世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	0.285 (0.455)	19,100円 (30,500円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の者	0.485 (0.685)	32,500円 (46,000円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える者	0.685 (0.69)	46,000円 (46,300円)
第4段階	世帯内に町民税課税者があり、本人が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	0.9	60,400円
第5段階	世帯内に町民税課税者があり、本人が町民税非課税者で「第4段階」以外の者	1.0	67,200円
第6段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間120万円未満の者	1.2	80,600円
第7段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の者	1.3	87,300円
第8段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の者	1.5	100,800円
第9段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間320万円以上420万円未満の者	1.7	114,200円
第10段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間420万円以上520万円未満の者	1.9	127,600円
第11段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間520万円以上620万円未満の者	2.1	141,100円
第12段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間620万円以上720万円未満の者	2.3	154,500円
第13段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間720万円以上の者	2.4	161,200円

※第1段階から第3段階は、低所得者向け保険料軽減措置適用後の保険料率及び保険料です。なお、()内が保険料軽減措置適用前の保険料率及び保険料です。

<参考>

現行（令和3年度～令和5年度）の保険料率・年額保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者，世帯全員が町民税非課税者で老齢福祉年金受給者，世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間 80 万円以下の者	0.3 (0.5)	16,700 円 (27,900 円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間 80 万円を超え 120 万円以下の者	0.5 (0.75)	27,900 円 (41,800 円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間 120 万円を超える者	0.7 (0.75)	39,000 円 (41,800 円)
第4段階	世帯内に町民税課税者があり，本人が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間 80 万円以下の者	0.9	50,200 円
第5段階	世帯内に町民税課税者があり，本人が町民税非課税者で「第4段階」以外の者	1.0	55,800 円
第6段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間 120 万円未満の者	1.2	66,900 円
第7段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間 120 万円以上 210 万円未満の者	1.3	72,500 円
第8段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間 210 万円以上 320 万円未満の者	1.5	83,700 円
第9段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間 320 万円以上の者	1.7	94,800 円

※第1段階から第3段階は，低所得者向け保険料軽減措置適用後の保険料率及び保険料です。なお，（ ）内が保険料軽減措置適用前の保険料率及び保険料です。